

議案第29号 三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 趣旨

兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱等の改正に伴い、令和8年7月から指定難病や自立支援医療等他公費と福祉医療の併用を実施するため、当該条例等に所要の改正を行うもの。

2 改正内容

福祉医療について、指定難病・小児慢性特定疾患・自立支援医療（更生・育成・精神通院）との併用を可能とする。

< 参考例 > 医療費 10 万円、保険給付 7 割
公費負担（指定難病）自己負担 2 割、上限 1 万円/月
福祉医療（重度障害）自己負担 600 円/回、上限 1,200 円/月 の場合

現状 併用不可 公費負担のみ適用

医療保険 7 万円	公費負担 2 万円	自己負担 1 万円
--------------	--------------	--------------

自己負担 1,200 円

改正後 併用可 公費負担を適用後、福祉医療を適用

医療保険 7 万円	公費負担 2 万円	福祉医療 8,800 円	
--------------	--------------	-----------------	--

3 施行期日

令和8年7月1日